

日本の資本市場のサステナビリティに資する アナリストの行動規範とは

藏本 祐嗣 CMA

目 次

- | | |
|---|----------------------------|
| 1. はじめに | 5. ESG、特に環境面の社会的要請 |
| 2. 「証券アナリスト職業行為基準」で証券アナリストに求められている職業規範 | 6. 金融事業者の負う受託者責任とESG責任との関係 |
| 3. アナリストを含む金融事業者、関係者に対する新たな要請 | 7. 社会的存在である金融事業者としての責務 |
| 4. SSコードに基づくインベストメントチェーンへの貢献と「顧客本位原則」に基づく拡張された「受託者責任」を求める要請 | 8. まとめ |

1. はじめに

証券アナリストに対し、スチュワードシップ活動への貢献、ESG課題への対応を求める社会的要請など、様々な新たな要請が強まっている。本稿では、これらの課題に、証券アナリストに対して求められる対応に関して、職業規範や受託者責任を踏まえ、現時点での筆者個人の意見を述べてみたい。ただし、本稿の意見や価値判断に関わるものは、あくまで筆者個人によるものであり、いかなる組織の公式見解でもないことを最初に申し上げておく。また、筆者は当該分野に専門的な知見

を有する者ではなく、あくまでESGを運用の現場で行うべきかという目的で論じているものであり、今後、専門的知見を有する論者による活発な議論を期待したいと考えている。

2. 「証券アナリスト職業行為基準」で証券アナリストに求められている職業規範

日本証券アナリスト協会は、1987年7月に「証券アナリスト職業行為基準」（以下、行為基準）を定め、会員に対して「行為基準」に基づく「証



藏本 祐嗣 (くらもと ゆうじ)

1985年3月東京大学経済学部卒業。同年4月住友銀行（現・三井住友銀行）入行。1990年1月住銀バンカーズ投資顧問（現・三井住友DSアセットマネジメント）に出向。同社にて運用開発部長、企業調査部長、執行役員運用企画部長、責任投資オフィサー等を歴任。2022年3月まで三井住友DSアセットマネジメント株式会社上席参与。同年4月に「日本のせんとく立案支援工房株式会社」の活動開始を予定。